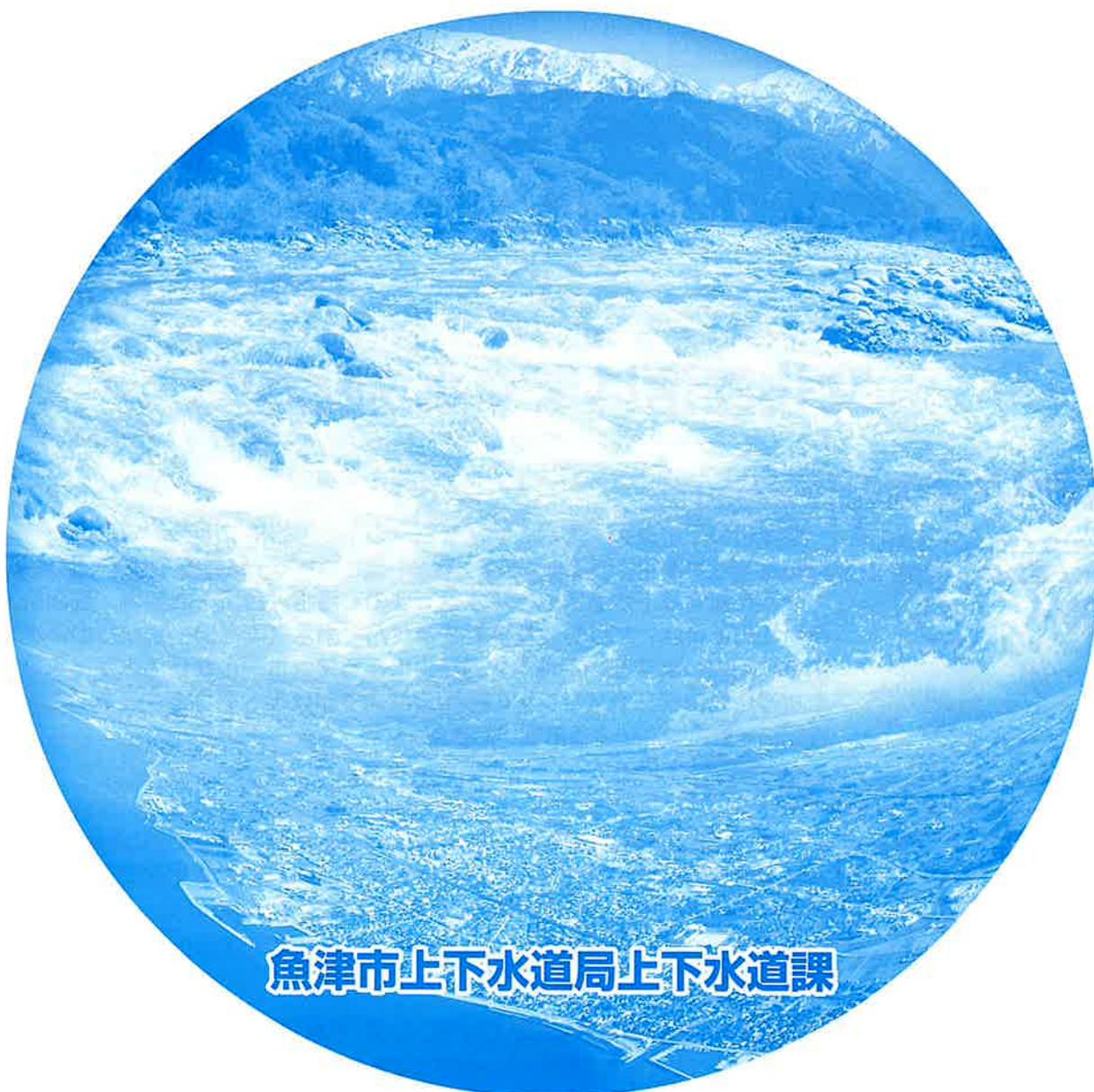


下水道のしおり

— 快適な生活環境をめざして —



〒937-0067

富山県魚津市釈迦堂一丁目9番28号
魚津市役所 第二分庁舎

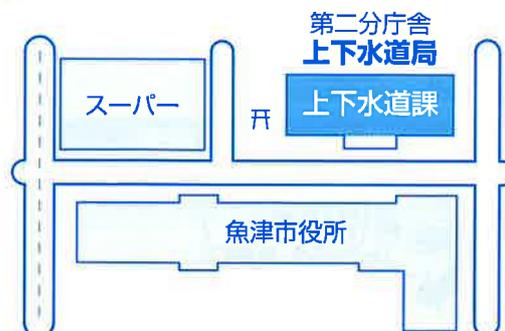
下水道業務係 ☎(0765)23-1038

下水道工務係 ☎(0765)23-1039

FAX [共通] (0765)23-1050

ホームページ <http://www.city.uozu.toyama.jp/>

メールアドレス gesui@city.uozu.lg.jp



下水道の役割



私たちが生活を営むうえで、水はいろいろな形で使われています。台所、風呂、洗濯、水洗トイレなどに水は欠くことができません。こうして役立つ水も、そのまま汚水として川や海などに流されると、水質を汚濁して魚が住めなくなったり、悪臭を発生させたりします。豊かな自然環境に囲まれた快適な生活環境を築くために、下水道は整備されます。

水質保全

汚れた水が海や川、湖や沼などに直接流れ込むことがなくなり、公共用水域の水質がきれいになります。



環境保全

ドブや水たまりがなくなり、街がきれいに整備されて、ハエや蚊の発生がなくなり、害虫や感染症の発生を防ぐことができます。



トイレの水洗化

くみ取り便所が水洗便所になり、衛生的で快適な生活ができるようになります。



文化生活はまず水洗化から

どのような下水道なのか



魚津市の下水道は、汚水と雨水を別々の系統で排除する分流式といわれる方式を採用しています。

今回布設する下水道管は、汚水管ですので汚水（台所・風呂場・洗面所・水洗便所からの排水）だけしか接続できません。雨水（雨どい・庭からの排水）を汚水管に接続しますと、宅地内や道路上にあるマンホールから汚水があふれたり、また浄化センターやポンプ場の施設が故障する原因となりますので、このような接続は絶対行わないようお願いします。

使用開始の告示



市は、下水道の使用が可能になったときには、「処理区域」を告示します。住民の皆様には、町内会回覧文書でお知らせします。告示がされると、区域内の建築物の所有者は、下水道使用の義務が生じます。

下水道使用の義務

…生活排水は3年以内に公共下水道へ接続しましょう。

(下水道法第10条・魚津市下水道条例第3条)



台所、洗濯、風呂用排水等は、遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません。

水洗便所への改造義務

…3年以内に水洗便所にしましょう。(下水道法第11条の3)

くみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造することが義務づけられています。



下水道本管工事の流れ

1 水道・ガス等の仮設工事

仮設工事とは、道路の下に埋設されている水道やガス、電話、電気などの供給施設を下水道工事に支障にならない場所へ移設する工事のことです。この仮設工事が終わると、下水道工事に取りかかることになります。

2 下水道工事

① 舗装の取り壊し → ② 土砂の掘削 → ③ 下水管の布設 → ④ 取付管・公共ますの布設 → ⑤ 土砂の埋め戻し → ⑥ 仮舗装(仮復旧) といった作業で進んでいきます。

* 仮舗装とは、本復旧を行うまでの暫定的な措置として行うもので、舗装は簡易なものです。
* 公共ますを設置するときは、事前に施工業者が土地の所有者の方にますの位置を聞きに伺いますので、分からないことがあればご相談ください。

3 水道・ガスなど本設工事

下水道工事が終わると、水道、ガス等を元の位置に戻す工事（本設工事）を行います。

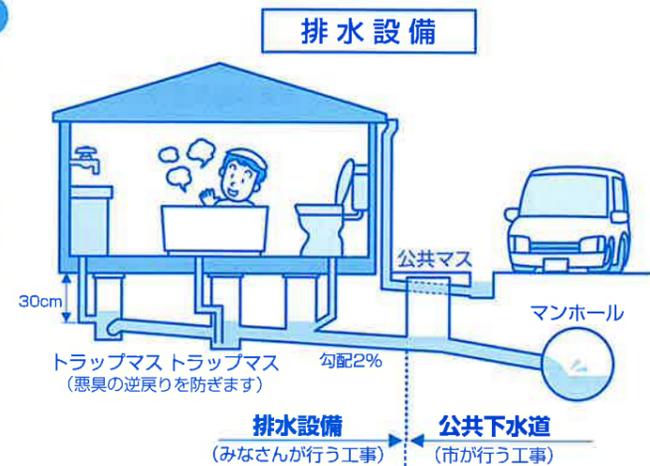
4 舗装工事（本復旧）

水道、ガス等の本設工事が終了すると、舗装工事を行います。この舗装工事は、本来の厚さの舗装工事に戻す工事（本復旧）です。

工事期間中は、騒音、振動および車両の通行等でご不便をおかけしますが、住民の方々のご協力をお願いします。

公共ますの取付け位置について

公共ますは、道路と宅地の境界から1m以内の宅地部分でご希望の箇所に設置していきます。このとき、既設宅内配管に最も近い場所に設置されると、宅内配管工事の負担が小さくてすみます。なお、宅内配管の始点の深さを地表面から30cm（土かぶり20cm、管径10cm）を取り、そこから2%勾配の延長線が公共ますの深さになります。



公共ますの設置個数について

公共ますは、敷地面積が500㎡（約150坪）未満の場合は、市で1個取り付けていきます。敷地面積が500㎡以上ある場合には、500㎡を超える部分については500㎡ごとに1個の割合で設置できます。

なお、敷地面積が500㎡未満の場合でも、配管等の都合により2個以上取り付けを希望される場合は、2個目からは自己負担となります。

水洗化が決まったら

① まず工事店を決めて

排水設備工事の話がまとまったら、**市の指定工事店**の中から依頼する工事店を決めます。
トイレの種類を決めるなど、詳しい打ち合わせをします。



② 見積をよく確認

設計・見積書を作成してもらい、内容を検討し、市へ計画確認申請書を提出します。
市は申請の内容について審査をします。



③ いよいよ工事

工事は、一週間ほどで終わります。トイレ、台所、風呂場などの排水口から、公共ますまでの間に排水管を布設します。また、便槽や浄化槽は、し尿をくみ取って消毒清掃したあと砂等で埋めます。



④ 工事の完了

工事が終わったら、5日以内に工事店は工事完了届を提出します。
市は検査を行い、合格すると、検査済証票を交付します。



⑤ 下水道使用開始

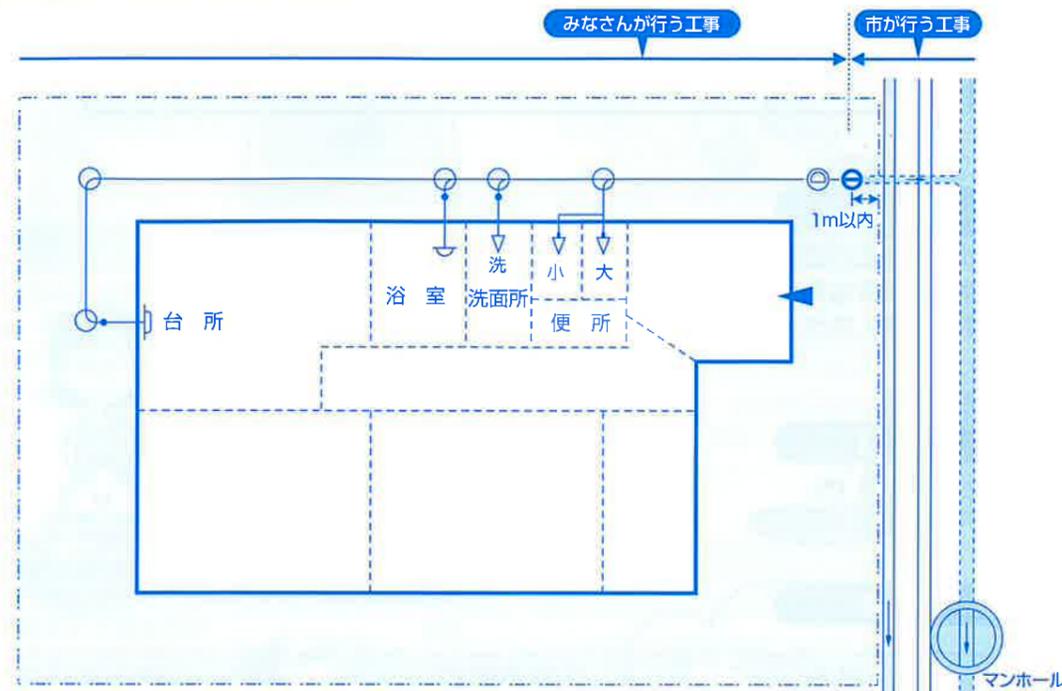
公共下水道使用開始届を市に提出すると、いよいよ下水道の使用開始です。水洗トイレも使用できます。さわやかな暮らしを肌で感じてください。



※排水設備工事については、市が指定した「指定工事店」でなければなりません。市ホームページに「指定工事店一覧」を掲載しています。

排水設備の工事費について

排水設備の工事費は、排水管の距離、使用器具、材料、工事の施工によって異なります。
(※雨水は下水管に接続できませんのでご注意ください。)
詳細は「指定工事店」に見積を取ってくださるようお願いいたします。



ディスポーザーの使用について

ディスポーザーとは

ディスポーザーとは、家庭用生ごみ処理機のことです。台所の流し台にある排水口の下に取付け、ディスポーザーで粉砕した生ごみを液状にして水と一緒に排水管へ流し込む装置です。
処理できるものは、一般食物類に限ります。

ディスポーザーの種類

①排水処理装置付ディスポーザー

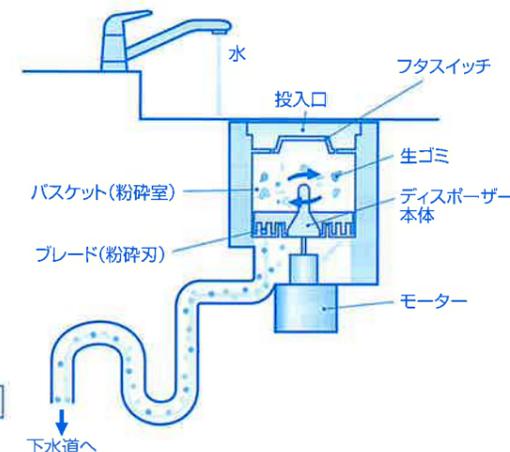
ディスポーザーで粉砕した生ごみを排水処理槽で処理した後、下水道管へ排出します。

営業用、家庭用に使用できます。

②単体型家庭用(直接投入)ディスポーザー

ディスポーザーで粉砕した生ごみを直接公共枳を経由して下水道管へ排出します。

家庭でのみ使用可能です。



※市が定める基準に適合した機種でなければ使用できません。

使用するには申請が必要!

使用する場合は、魚津市下水道排水設備指定工事店を経由し、必要書類を添えて使用申請をしてください。

使用料について

ディスポーザー使用による下水道施設の維持管理費などとして、1台につき月額519円の使用料をいただきます。(単体型家庭用のみ)

水洗化資金の融資制度

水洗便所に改造する工事や、同時に行う台所などの雑排水の接続工事の費用を一時に負担することが困難な方に、市が金融機関への融資をあっせんします。なお、この制度を利用されますと、市の利子補給を受けることができます。

融資限度額100万円以内 償還期間3年以内(月賦償還)

1 対象者

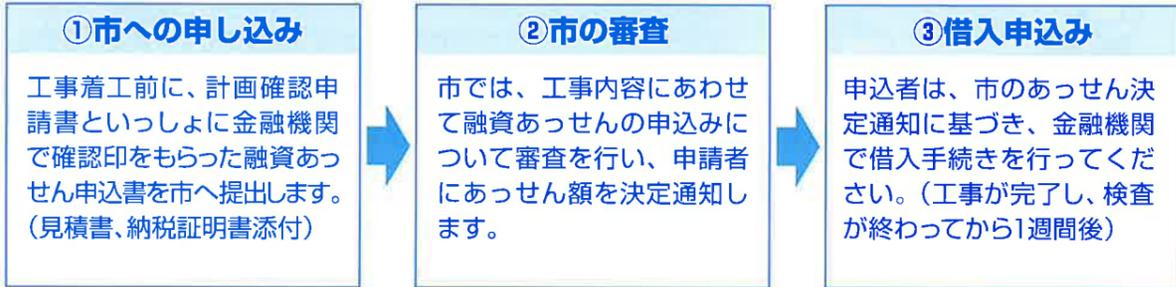
- 一般住宅の所有者または使用者(アパート・店舗・法人及び新築は除く)
- 市税及び下水道事業受益者負(分)担金を滞納していない方
- 金融機関の融資基準に合う方



2 借入利息

長期プライムレート+1%

3 手続き



申込書は、指定工事店、金融機関または上下水道課にあります。

- 金融機関確認印をもらう場合の必要書類等**
- 納税証明書
 - 所得証明書または源泉徴収票
 - 本人確認資料(健康保険証、運転免許証、住民票のいずれか)
 - 預金取引届出印鑑
- その他必要に応じて用意していただく書類がありますので、くわしくは、金融機関窓口でご相談ください。

- 取引金融機関**
次の金融機関の市内の本支店
- 北陸銀行、富山銀行
 - 富山第一銀行、にいかわ信用金庫
 - 富山県信用組合、北陸労働金庫
 - 魚津市農業協同組合
 - 富山県信用漁業協同組合連合会

4 利子補給

金融機関に支払った利子額、又は貸付利率2%で計算して得た額のいずれか低い額を補給

下水道は正しく使って

油などは流さないで

天ぷら油等は、油が固まり下水管が詰まったり下水処理に悪影響を与えるため下水道へ流さないでください。営業用等、油を多く使用される方は、グリーストラップを設置して下さい。



トイレに異物を流さないで

水洗便器は、流水部の曲がった構造になっているため異物や水に溶けないものは流さないよう注意しましょう。



洗濯排水は汚水まですへ

洗濯機の排水は必ず汚水まですへ流し、雨どいや側溝に流れ出ないようにお互いに気を付けましょう。



危険物は流さないで

下水道へはガソリン・灯油や農薬などの危険物を流さないでください。



水は節約して

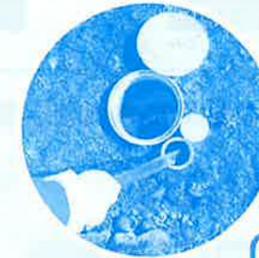
資源の無駄使いであるだけでなく、汚水の量が増えれば、それだけ下水道施設の維持管理費もかさみます。節水にここがけましょう。



魚津市イメージキャラクター「ミラたん」

下水道お手入れアドバイス

ためますにトラップの機能を与えたもので、台所などの排水処理に用いられます。年に2~3回程度はパイプの口とます内部を清掃しましょう。ディスクローターを使用される場合は年に5~6回清掃しましょう。



ホースで勢いよく水を流すだけでOK!



トラップマス トラップマス (悪臭の逆戻りを防ぎます)

汚水以外は流さないで!
下水道管にタオルや布、紙おむつ等が流され、下水道施設に設置してある汚水ポンプの異常停止が度々発生しています。ご家庭や店舗等の排水にタオルや布類等を流されますと、汚水ポンプにつき、故障の原因となります。

下水道事業受益者負担金・分担金

1 受益者負担金・分担金制度とは

下水道が整備されると、便所の水洗化、悪臭等の発生を防ぐなど生活環境が改善され、下水道のない地域の方に比べ快適で住みやすい文化生活ができるようになります。また、下水道の整備により、土地の利用価値も増大します。

下水道の整備は、おもに市の税金のほか国からの補助金などでまかなわれていますが、下水道の便益は下水道が整備された地域の方に限られます。しかしながら、この事業をすべて税金でまかなうと利益を受けられない地域の方との間に不公平が生じます。

このようなことから、この利益を受ける人（「受益者」といいます。）に下水道の建設費の一部を負担していただくことが「負担の公平」であるという考え方で、市の条例によって徴収するものです。

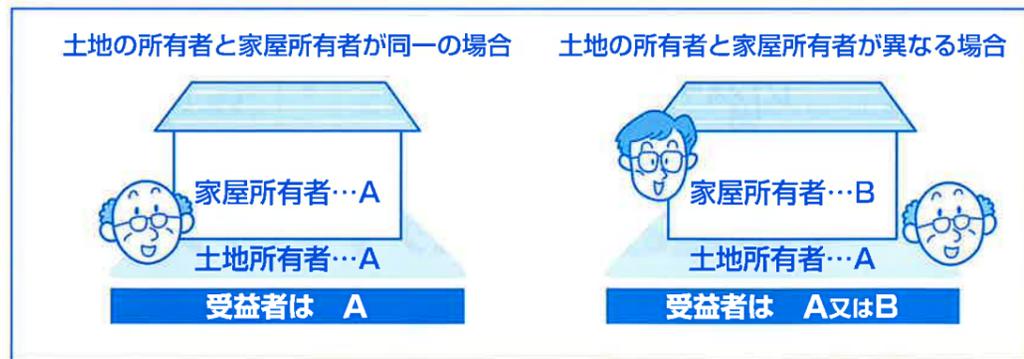
2 負担金・分担金の対象地は

受益者負担金・分担金の対象となる土地は、汚水を公共下水道に流入させることができる区域のすべての土地（宅地・駐車場・資材置場・私道・店舗・工場・田・畑・社寺・病院・官公庁・学校など）です。

3 負担金・分担金を納めていただく方（受益者）とは

公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地に地上権・質権・使用貸借・賃貸借などの権利が定められている場合には、これらの権利者が受益者となる場合があります。

●通常は次の方が受益者です。



●その土地に住んでいる人でも土地に対して権利のない人は受益者になりません。
・アパートに住んでいる人

4 負担金・分担金の計算及び納付方法は

(1) 負担金・分担金の計算

計算式 \rightarrow 所有する土地の面積 (m²) × 単位負担金・分担金額 (450円)

●受益者負担金・分担金の賦課対象となる区域内にあなたが所有している土地一筆ごとの面積に、1m²当り450円（1坪当り約1,487円）の単位負担金・分担金額を乗じて得た額が、あなたの納める受益者負担金・分担金の総額となります。

例 \rightarrow 仮に198.35m² (60坪) の土地の所有している場合は、
 $198.35\text{m}^2 \times 450\text{円} = 89,200\text{円}$ (100円未満切捨て) となります。

(2) 納付方法

納付方法は、分割納付と一括納付のどちらかを選択していただけます。

●分割納付

負担金・分担金は、一般の税金と異なり1回限りのものですが、納めやすいように3年間に分割し、さらに1年を四期に分けた計12回で納めていただきます。

1年間の各納期限

第1期	6月30日
第2期	9月30日
第3期	12月25日
第4期	2月末日

納付例 負担金・分担金総額が89,200円の場合

年度	第1期	第2期	第3期	第4期	年計
初年度	7,800	7,400	7,400	7,400	30,000
2年度目	7,400	7,400	7,400	7,400	29,600
3年度目	7,400	7,400	7,400	7,400	29,600

●一括納付

初年度の最初の納期内（6月30日）までに全額を納めていただく方法です。ただし、前納報奨金などの制度はありません。

なお、算出した負担金・分担金の総額が12,000円に満たないときは、初年度の最初の納期内に全額を納めていただくことになります。

5 賦課保留について

次のいずれかに該当する場合は、申請により負担金・分担金の賦課を保留することができます。ただし、賦課保留の要件がなくなったときは、負担金・分担金が賦課されます。

- ①係争中の土地
 - ②登記簿の地目が田又は畑であり、かつ、その現況が田又は畑である土地（ただし、農地転用許可のあった土地及び土地区画整理事業の施行に係る土地は除く）
 - ③地目が山林、原野、池沼、雑種地（駐車場・資材置場は除く）の土地で、宅地として使用していない土地及び使用できる状態にない土地
- ※③に該当するかどうかは、市が土地の状態を確認の上、判断します。

6 減免申請について

減免対象に該当する土地は、申請により減免することができます。減免基準の主なものは次のとおりです。

	減免対象となる土地	減免率
1	生活保護法により保護を受けている者の土地	100%
2	学校、幼稚園、保育所などの土地	75%
3	町内会等が使用する施設用地（公民館）	75%
4	宗教法人がその本来の目的に使用する土地 ①管理者や職員が居住または常駐する境内地 ②管理者の職員が居住または常駐しない境内地 ③墓地	50% 75% 100%
5	個人が所有する墓地及び納骨堂の土地	100%
6	公道及び公道に準ずると認められる公共性のある私道路 (下水道の本管が埋設された私道など)	100%

下水道使用料

下水道事業は家庭や事業所等から排出される汚水を浄化センターで処理し、きれいにして放流しています。その経費については、下水道使用料をもって充てることが原則（独立採算制の原則）とされています。

使用量の算定

使用量は、各家庭の排水管から出る汚水量を計るわけではなく、下記の通り算定します。

●汚水量の算定方法（一般家庭の場合）

- ①水道水のみ使用の場合は、その使用水量とします。
- ②井戸水のみ使用の場合は、次の基準で認定します。
 - ・一世帯一人まで……………20m³（2か月）
 - ・一人を超える場合一人増すごとに……………10m³（2か月）
- ③水道水と井戸水を併用して使用している場合は、基本的に水道使用量に、井戸水利用人数の認定水量の半分を加算します。ただし、加算後の水量が②の認定水量を下回るときは②の認定水量が適用になります。

* 下水道使用料は、2か月ごとに水道料金と合わせて請求します。

下水道使用料の一例

水 量	~20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
使用料	3,440円	5,330円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円

水道使用世帯の場合

（水道使用量が下水道使用量になります。）

検針票の下水道使用量を用いて【表1】の速算式から下水道使用料を計算することができます。

上下水道局からのお知らせ
 釈迦堂1-9-28
 魚津 太郎 様
 方 番
 水検番01234567 メール番B16-1234

○前回分水道料金等口座振替のお知らせ○
 使用開始 元 年10月分 振替日 11月10日

前 回 分	17,390円
内訳(税込)	
上水道料金	7,710円
下水道使用料	9,680円

上記金額を口座振替によりお支払いいただきましたがとうございました。
 口座 20 用途 01

元 年12月分上(下)水道使用水量のお知らせ
 使用開始 10月3日 振替予定日 11月10日

今 回 分 計	115
前 回 分 計	62
今回水道使用量	53 m ³
今回下水道使用量	53 m ³

今回の料金 18,810 円

料金の内訳(税込)
 上水道料金 8,970 円
 下水道使用料 9,840 円

※詳しくは請求書をご覧ください。

前払番号 50 検針員 良水 花子
 節水にご協力願います。

魚津市上下水道局 水道業務係 23-1013
 上下水道課 下水道業務係 23-1038
 ◎前面もご覧下さい◎

(水道検針票)

振替口座番号	62
検針票の金額	53
今回下水道使用料	53

今回の料金 18,810 円

● 下水道使用量が53m³の場合

53m³×202円-860円=9,846円
 →9,840円
 (10円未満切捨て)

水道水を営農等に使用の方へ

水道メーターで計測する使用水量のうち、営農等により明らかに下水道に流れ込まない水を多量に使用される場合は、子メーターを設置したうえで、上下水道課へ申告していただくことにより、下水道に流れ込まない分の下水道使用料を減額することができます。

※子メーターの設置費用は使用者の負担となります。また、8年に一度、計量法に基づきメーターの交換が必要となります。

※設置工事等は市の指定工事店に発注してください。

【表1】 下水道使用料算出表 (2か月あたり・消費税込み)

区 分	水 量	使 用 料	速 算 式 ※10円未満切捨て
基本使用料	~20m ³ (基本水量)	3,440円	一律 3,440円 (基本料金)
超過使用料 (従量区分)	21m ³ ~ 40m ³	189円/m ³	水量×189円- 340円
	41m ³ ~ 80m ³	202円/m ³	水量×202円- 860円
	81m ³ ~ 100m ³	212円/m ³	水量×212円- 1,660円
	101m ³ ~ 200m ³	233円/m ³	水量×233円- 3,760円
	201m ³ ~	257円/m ³	水量×257円- 8,560円

※ディスポーザー使用料 1,038円

井戸水等使用世帯の場合

（世帯の人数により使用量を認定します。）

井戸水など、水道以外の水を使用されている世帯（水道メーターを検針していない世帯）では、世帯の人数により水量を認定して計算します。使用人数に増減があった場合は、速やかに上下水道課へご連絡ください。

【表2】 井戸水等使用世帯の認定水量と下水道使用料 (2か月あたり・消費税込み)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
認定水量	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³
使用料	3,440円	5,330円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円

※8人を超える場合は、1人増すごとに10m³加えて計算します。

水道と井戸水等を併用している世帯の場合

（水道使用量と世帯の人数により使用量を算定します。）

基本的に水道使用量に井戸水利用人数の認定水量の半分を加算した水量を用いて計算します。ただし、加算後の水量が【表2】の認定水量を下回る場合、その認定水量を用いて計算します。

● 水道使用量が20m³で5人世帯の場合

20m³+(60m³÷2)=50m³

ただし、50m³<60m³のため、60m³を水量とします。

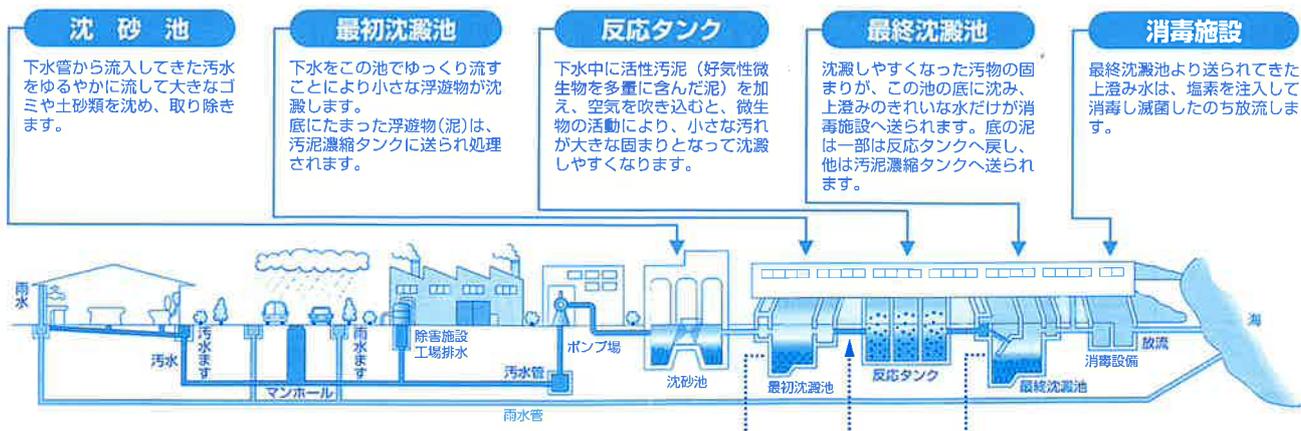
● 水道使用量が40m³で5人世帯の場合

40m³+(60m³÷2)=70m³を水量とします。

【表3】 水道と井戸水等の併用世帯の下水道使用料早見表 (2か月あたり・消費税込み)

人数	水 道 使 用 量(2か月)								
	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³
1人	3,440円	5,330円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円
2人	5,330円	6,270円	8,230円	10,250円	12,270円	14,290円	16,360円	18,480円	20,700円
3人	7,220円	7,220円	9,240円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円	21,870円
4人	9,240円	9,240円	10,250円	12,270円	14,290円	16,360円	18,480円	20,700円	23,030円
5人	11,260円	11,260円	11,260円	13,280円	15,300円	17,420円	19,540円	21,870円	24,200円
6人	13,280円	13,280円	13,280円	14,290円	16,360円	18,480円	20,700円	23,030円	25,360円
7人	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円	17,420円	19,540円	21,870円	24,200円	26,530円

浄化センターのしくみ



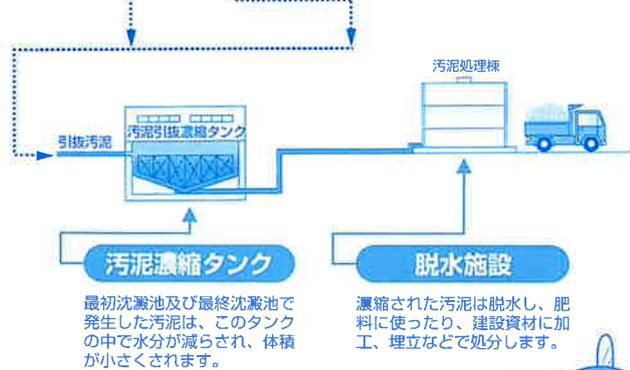
沈砂池
下水管から流入してきた汚水をゆるやかに流して大きなゴミや土砂類を沈め、取り除きます。

最初沈澱池
下水をこの池でゆっくり流すことにより小さな浮遊物が沈澱します。底にたまった浮遊物(泥)は、汚泥濃縮タンクに送られ処理されます。

反応タンク
下水中に活性汚泥(好気性微生物を多量に含んだ泥)を加え、空気を吹き込むと、微生物の活動により、小さな汚れが大きな固まりとなって沈澱しやすくなります。

最終沈澱池
沈澱しやすくなった汚物の固まりが、この池の底に沈み、上澄みのきれいな水だけが消毒施設へ送られます。底の泥は一部は反応タンクへ戻し、他は汚泥濃縮タンクへ送られます。

消毒施設
最終沈澱池より送られてきた上澄み水は、塩素を注入して消毒し減菌したのち放流します。



汚泥濃縮タンク
最初沈澱池及び最終沈澱池で発生した汚泥は、このタンクの中で水分が減らされ、体積が小さくされます。

脱水施設
濃縮された汚泥は脱水し、肥料に使ったり、建設資材に加工、埋立などで処分します。



リサイクル
融雪利用：村木1号流雪溝へ
消雪利用：北鬼江地区消雪パイプへ

下水道処理水のいろいろな利用

熱エネルギーの利用

処理水の水温は、夏は外気温より低く、冬は外気温より暖かくなります。私たちが日頃、利用している“ありそドーム”は、隣接している魚津市浄化センターの処理水を夏は冷房、冬は暖房の熱エネルギーとして活用しています。



▲ありそドーム

流雪溝の水源利用



▲流雪溝があふれて、道路が冠水している状況

魚津市の市街地は、雪捨て場が少ないので、流雪溝という水路に雪を排出しています。流雪溝に流れている水は、海水を利用していましたが、海水温度が低く融雪できず、融けなかった雪が水路をつまらせ、街に海水があふれ出すこともしばしばありました。



▲流雪状況

このような問題を解決するため、流雪溝の水を海水から水温の高い下水道処理水に切り替えたところ、流雪溝から水があふれることなく、スムーズに除雪を行えるようになりました。